

答申第 927 号

諮問第 1585 号

件名：特定の日時、特定の電話番号より発信 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による民事介入事件等告発内容が記録された行政文書の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 6 月 4 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 30 年 7 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件車両は道路交通法違反車両事故をおこしており警察に通報があつてこの事実（無車検、無保険）を捜査した日時等明確に告発があつた内容である事を明確にする必要があるため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

警察官は公判証人尋問において署内端末で車両保険の有無について確認したところ車両保険は有効であったと偽証しており交通事故での過失に関係する事案であり当事者が被害者又は被害物に対する弁済等に大きく左右するものですなわち民事介入にもあたる偽証である。

警察官の証言によって名誉を侵害され棄損された。

警察官による公判証人尋問での車両保険は有効だったとする偽証により事故被害者との示談も当事者は今だおこなっていないと思われるよつて 110 番へ電話があつた事案は公にされるべきものである。

事故当事者が被害物や被害者に示談した通りの弁済をするべき事案であり無車検無保険である以上当事者が弁済すべきもので、警察官による公判証人での偽証は民事介入にほかならず 110 番での通報内容による通話室でのおんせいきろく等からこの事故で警察へ行った日時等明確にしてそれをもとに事実を明白にさせ事故処理等をして被害者を救済するため本部長のした不開示決定の取り消しをもとめる。

ウ 陳述書及び陳述書補足における主張

審査請求人の令和元年 5 月 23 日付け陳述書、同年 6 月 13 日付け陳述書補足及び同年 10 月 9 日付け陳述書補足並びに令和 2 年 1 月 11 日付け陳述書における主張の内容は、特定の法人が所有する特定の車両が関係した交通事故が発生し、当該車両が事故当時は無車検・無保険の状態であったとした上で、A 警察署は当該事故の届出があった際に調査した内容を隠蔽しており、さらに、事故当時車検は有効であったと警察官が偽証しているというものである。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 事実経過

ア 行政文書開示請求書の受理

処分庁は、平成 30 年 6 月 19 日、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、別記に掲げる文書を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求は、特定の日時に特定の携帯電話番号から発信された 110 番通報の内容に係る行政文書の開示を求めるものであり、110 番通報の内容を記録した行政文書としては、「110 番事案表」が存在する。

愛知県警察において受信した 110 番通報は、警察本部内に所在する通信指令室で受理し、管轄警察署等に通報している。

通報を受けた管轄警察署等は事案処理を行い、その結果等を入力した行政文書が「110 番事案表」であり、事案処理した主たる警察署が当該 110 番通報に係る「110 番事案表」を作成し、保管している。

ウ 本件開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は本件開示請求に係る本件請求対象文書について、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、平成 30 年 7 月 3 日付けで行政文書不開示決定通知書により行政文書不開示決定を行った。

(2) 本件処分の理由

ア 条例第 7 条第 2 号該当性

(ア) 条例第 7 条第 2 号本文該当性

a 条例第 7 条第 2 号本文は、個人情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と定義しており、これを不開示情報とすることができる」と規定している。

b 本件開示請求に含まれる特定の携帯電話番号の情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 7 条第 2 号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

そして、特定の携帯電話番号から特定の日に 110 番通報が行われたとする事実の有無についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

(イ) 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性

本件の個人情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 条例第 10 条該当性

(ア) 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(イ) 本件開示請求は、特定日に特定の携帯電話番号から発信された 110 番通報の内容に係る行政文書の開示を求めるものであり、特定の日に特定の携帯電話番号から行われた 110 番通報の有無となる本件請求対象文書は、上述のとおり、不開示情報となる個人情報であり、本件請求対象文書の存否について答えることが不開示情報を開示することとなるため、条例第 10 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」場合に該当する。

ウ 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示の判断を行うこととなる。すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであるから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

よって、前記ア及びイのとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで、特定日時に特定の携帯電話番号からの 110 番通報内容という不開示情報を開示することになるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

エ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、車両の無車検、無保険の事実について警察に通報があり、同事実を警察が了知していることを確認するため、本件開示請求をしたものと解されるが、本件処分が適正な処分であることは前記ア、イ及びウのとおりであるから、上述の審査請求人の主張に理由はなく、失当であることは明らかである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、特定の日時に特定の携帯電話番号から発信された 110 番通報による警察署刑事による民事介入事件等の告発の内容が記録された行政文書であると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行

政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

本件開示請求は、特定の日時に特定の携帯電話番号から発信された 110 番通報による告発の内容に係るものであり、当該 110 番通報による告発が行われたことを前提に、本件請求対象文書の開示を求めるものである。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることは、特定の日時に特定の個人から 110 番通報による告発が行われたか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであるといえる。したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号本文に該当すると認められる。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロからニまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定の車両による交通事故が発生したとした上で、交通事故発生当時は当該車両が無車検・無保険の状態であったにもかかわらず、車検は有効であったと警察官が偽証しているという旨の主張をしている。審査請求人が主張する内容の真偽については当審査会の判断の及ぶところではないが、真偽がいずれであったとしても、本件開示請求に対する開示又は不開示の判断とは関係しない。よって、審査請求人の主張する内容は、処分庁が本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否の判断に影響を及ぼすものではなく、その適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の日時、特定の電話番号、A 町より発信 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政公文書のぬきとり改ざんによる民事介入事件等告発内容が記録された行政文書（請求日現在発生署 110 番の保管するもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.13	諮問 (弁明書の写しを添付)
30.12.11	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 5. 28	審査請求人から陳述書 (令和元年 5 月 23 日付け) を受理
1. 6. 24	審査請求人から陳述書補足 (令和元年 6 月 13 日付け) を受理
1. 10. 11	審査請求人から陳述書補足 (令和元年 10 月 9 日付け) を受理
1. 12. 20 (第 588 回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2. 1. 17 (第 589 回審査会)	審議
2. 1. 20	審査請求人から陳述書 (令和 2 年 1 月 11 日付け) を受理
2. 2. 14 (第 591 回審査会)	審議
2. 3. 27	答申